

図 13 農林業被害の状況（被害金額）

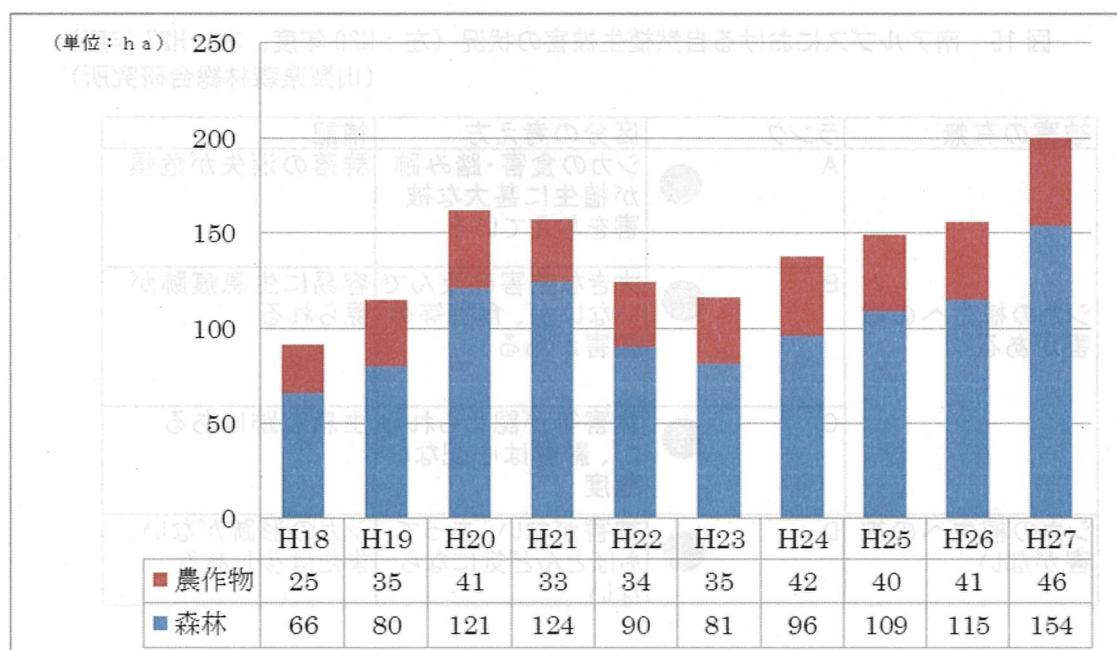


図 14 農林業被害の状況（被害面積）

b 自然植生への影響

南アルプス国立公園や秩父多摩甲斐国立公園内などでは、シカによる採食圧・踏圧により自然植生への影響が顕在化している。

平成27年度と平成20年度の被害状況を比較すると、ランクDの箇所がなくなり、すべての調査箇所で植生被害が確認された。(図14)

シカによる植生被害が続いていることから、可能な限り個体の排除を目指し、効果的な捕獲推進を図る。



図15 南アルプスにおける自然植生被害の状況（左：H20年度、右：H27年度）
(山梨県森林総合研究所)

| 被害の有無 | ランク | 区分の考え方 | 補記 |
|--------------|-----|--------------------------|------------------|
| シカの植生への被害がある | A | シカの食害・踏み跡が植生に甚大な被害を与えている | 群落の消失が危惧 |
| | B | 大きな被害は及んでいないが、食害等の被害がある | 容易に生息痕跡が見られる |
| | C | 食害等が認められるが、影響は心配ない程度 | 生息痕跡はある |
| シカの植生への被害がない | D | 被害がない。あってもほとんど気にならない | シカの形跡がない、または少しある |

県有林の天然林74箇所を対象に、剥皮状況について調査を行ったところ、八ヶ岳、瑞牆山、関東山地、富士山周辺で立木の剥皮率が高く、剥皮率は、全体で平成22年度が18%、平成27年度が27%と増加している。(図15)

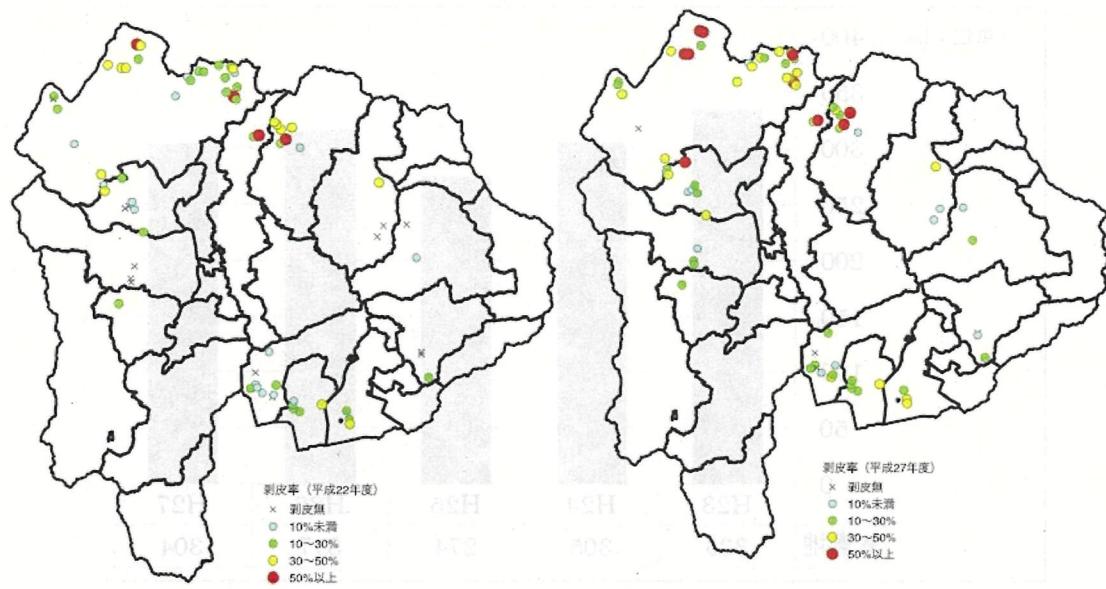


図 16 森林被害の状況（山梨県森林総合研究所）

(4) 被害防除の状況

農林業被害防除対策については、各種補助制度を活用し、農地周辺での被害防止柵の設置や、森林整備を実施した区域での被害防止柵の設置、忌避剤の塗布、幼齢木ネットの設置等を実施している。

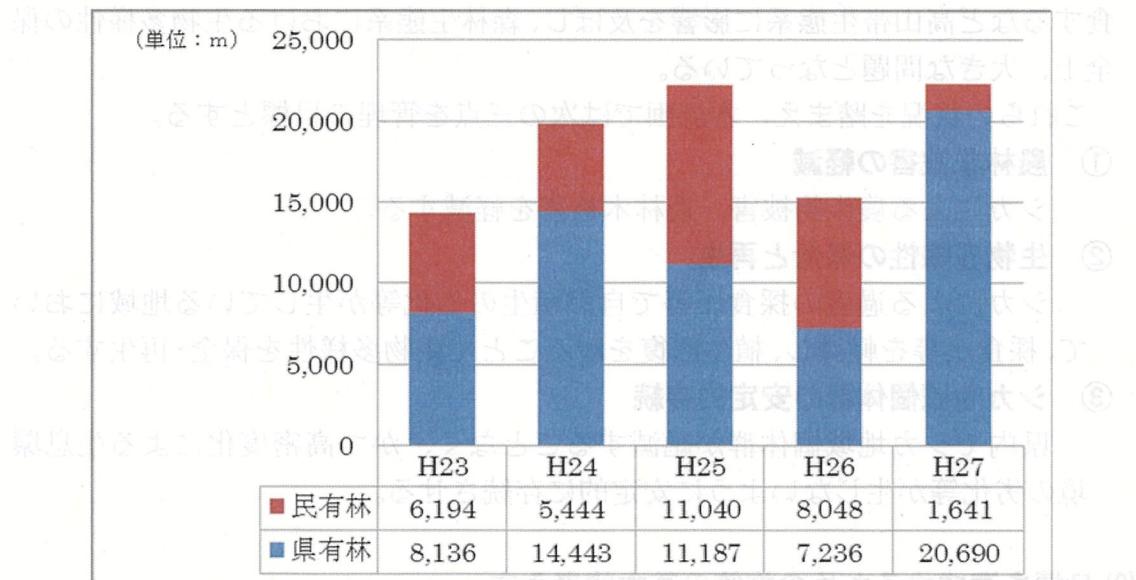


図 17 森林に係る防護柵の設置状況（設置延長）

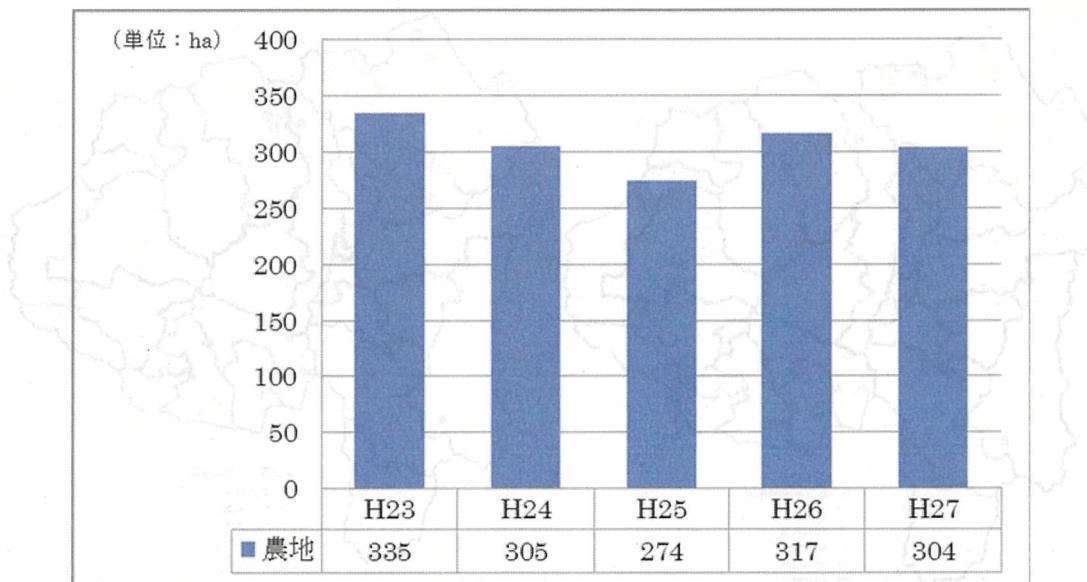


図 18 農地に係る防護柵の設置状況（獣害防止面積）

(2) 管理の目標

県内のシカ密度（個体数）は減少が見られるが依然として高水準で、農林業被害も恒常化している。

森林では採食圧により自然植生にダメージを与えており、特に南アルプス地域等では高山帯に分布域を広げ、一部のエリアにおいては希少な高山植物を採食するなど高山帯生態系に影響を及ぼし、森林生態系における生物多様性の保全上、大きな問題となっている。

これらの状況を踏まえ、本計画では次の三点を管理の目標とする。

① 農林業被害の軽減

シカによる農作物被害、造林木被害を軽減する。

② 生物多様性の保全と再生

シカによる過度の採食圧等で自然植生の劣化等が生じている地域において、採食圧等を軽減し、植生回復を図ることで生物多様性を保全・再生する。

③ シカ地域個体群の安定的存続

県内でシカ地域個体群が絶滅することなく、かつ高密度化による生息環境の劣化等が生じないように安定的に存続させる。

(3) 目標を達成するための施策の基本的考え方

ア 計画対象区域での施策

(ア) 計画対象区域のゾーニング

本県は地形的に標高差が大きく、県土の周囲を2,000m～3,000m級の山塊に囲まれているという特徴がある。低標高部は種々の産業の生産活動の場に

なっており、シカとの軋轢が最も大きくなる地域であり、標高を基準としたシカ管理のゾーニングを行うことは、人間とシカの調和的共存を図るのに有効であると考えられる。

また、本県は富士山をはじめとして全国的にも貴重な高山、亜高山帯を有しているが、これらの多くには広大な鳥獣保護区が配置されており、総面積は74,795.9ha、県土面積の16.8%に及んでいる。これらの地域には貴重かつ特有の動植物が存在しており、独特の生態系バランスが保たれているが、近年の温暖化などの影響により、これまでシカが生息していなかった高標高域（多雪地域）にシカの分布が拡大し、特有の森林生態系に影響を与えることが懸念されている。これらの地域におけるシカの管理は森林生態系の保全のため非常に重要であり、特別な対策を検討する必要がある。

以上を踏まえ、各管理地域区分において、次のようなゾーニングを行い、それぞれの地域ごとに重点的な目標を設定し、個体数調整、生息環境整備、被害防除対策及びモニタリング（以下「管理事業」という。）を実施することとする。

- ・農林業ゾーン：標高1,000m未満の地域
- ・共生ゾーン：標高1,000m以上で鳥獣保護区及び特別保護地区以外の地域
- ・生態系保全ゾーン：標高1,000m以上で鳥獣保護区及び特別保護地区に含まれる地域

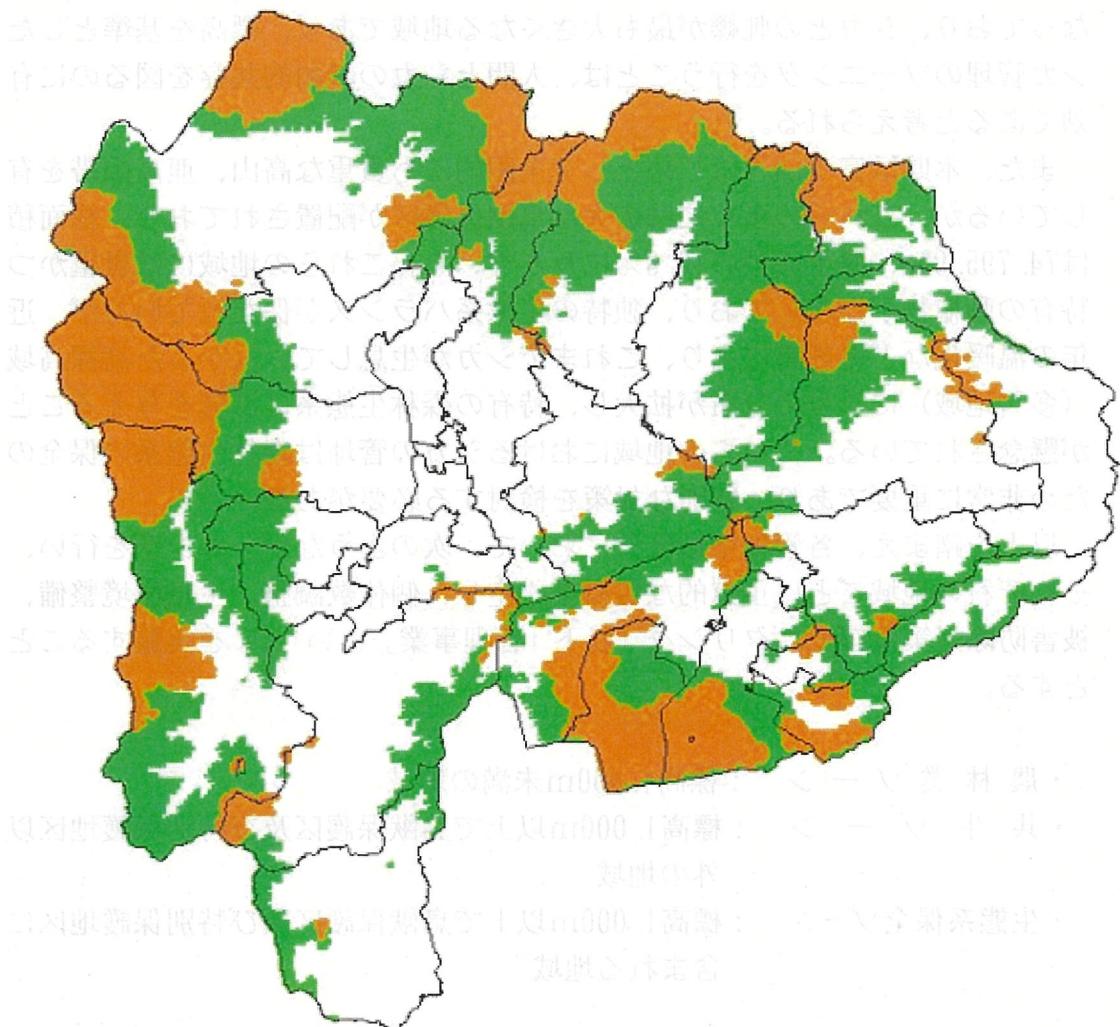
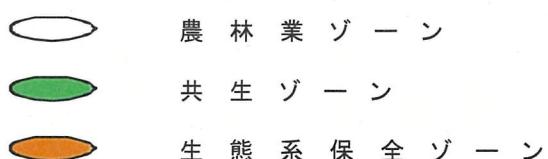


図19 計画対象区域のゾーニング



(イ) 年度ごとの実施計画の作成

目標を効果的・効率的に達成するため、計画に沿って事業を実行する取組みを定めた実施計画を毎年度作成し、公表するように努める。

実施主体は県及び市町村とし、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下、「鳥獣被害防止特措法」という。）に基づき市町村が策定する被害防止計画がある場合は、これと整合を図る。

また、県において指定管理鳥獣捕獲等事業を行う場合は、指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画を策定する。

(4) 計画対象地域ごとの管理方針

ア 農林業ゾーン

(ア) 管理方針

この地域は、農地及び市街地が広がり、人の経済活動が活発な地域であることから、農地周辺でのシカの定着を解消し、農林業被害を軽減することを目標に、市町村等、地域が主体となって被害防除対策と個体数調整を中心に管理事業を実施する。

(イ) 実施事業

・農地への侵入防止のための防護柵設置の推進

農作物等への被害を防止するため、農地へシカが侵入しないよう、広域柵の維持補修や開口部対策、広域柵未設置箇所での防護柵の設置を推進する。

・農地周辺でのシカの定着解消のための個体数調整の実施

農地周辺でのシカの定着を解消することを目標にして、農林業被害の状況に応じて計画的に個体数調整を行う。

なお、このゾーン内におけるシカの生息密度は1頭/km²を目標とする。

・地域主体での被害対策の取り組みの促進

被害対策は、地域主体での取り組みが重要であることから、地域での自立的かつ総合的な取り組みを促進する。

イ 共生ゾーン

(ア) 管理方針

この地域では、森林整備が計画的に行われており、木材生産のほか、公益的機能の向上が図られている。しかしながら、森林整備とシカの個体数調整が連携していない場合、シカの高密度化や採食圧により林床植物の生長が著しく妨げられる状況も見られているため、森林整備と個体数調整の総合的な実施が必要となっている。

この地域をシカの主な生息域として位置付け、植生とのバランスを保つつシカ個体群を安定的に存続させることを目標に、県が主体となって、森林整備等による生息環境整備と個体数調整を連携して管理事業を実施する。

(イ) 実施事業

・森林整備による生息環境整備

県有林造林事業等の森林整備を実施し、シカを含めた様々な生物の生息環境改善に資するよう、個体数調整と一体的に実施する。

・自然植生回復のための個体数調整の実施

シカの生息密度が高い箇所や自然植生を回復すべき箇所については、森林整備状況や植生劣化状況を勘案して個体数調整を実施する。また、

生息環境整備と個体数調整を一体的に実施するため、森林整備実施地においても必要に応じて個体数調整を実施する。

なお、このゾーン内におけるシカの生息密度は2～4頭/km²を目標とする。

・植生防護柵の設置

このゾーン内においても、必要に応じて植生防護柵を設置し、個体数調整と連携しながら植生保護及び土壌保全を図る。

ウ 生態系保全ゾーン

(7) 管理方針

近年、シカの採食圧による自然植生の劣化が顕著になり、一部の地域では土壌流出が発生するなど、生態系への影響が深刻化していることから、この地域では、県又は国が主体となってシカの生息密度を低減し、林床植生を早急に回復させることを目標に管理事業を実施する。

(イ) 実施事業

・シカの生息密度を低減させるための個体数調整の実施

共生ゾーンを含む箇所において、シカの生息密度を低減させるため、シカの高密度化により自然植生が劣化している場所を中心に個体数調整を実施する。

なお、このゾーン内におけるシカの生息密度は1～3頭/km²を目標とする。

・植生防護柵の設置

シカの採食圧から自然植生を保護する柵等を設置し、個体数調整と連携しながら植生保護及び土壌保全を図る。

6 第二種特定鳥獣の数の調整に関する事項

国が、「抜本的な鳥獣捕獲強化対策」（平成25年12月）において示した、平成23年度のシカの推定生息数を平成35年度までに半減させる目標を踏まえ、本県も、平成23年度のシカの推定生息数を平成35年度までに半減させることとし、その後、適正な生息密度となる適正生息数4,700頭まで減少させることを数の調整の目標とする。

数の調整は、狩猟、農林業被害等の防止のための捕獲（有害捕獲）、生息数又は生息範囲の抑制のための捕獲（管理捕獲）により実施する。

県は、毎年度、数の調整による捕獲頭数の目標を定めた実施計画を策定するものとする。

その際、捕獲目標頭数は、直近のモニタリング結果によるシカの推定生息数の中央値を基数として、前年度の捕獲頭数等を踏まえ、生息数の将来予測を実施の上、平成35年度の半減化目標が達成可能となるような捕獲頭数を設定す

ることとし、効果的な計画となるよう留意するものとする。

なお、モニタリングによる生息状況や個体数調整の進捗状況を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行うこととする。

おって、個体数調整にあたっては、生物多様性や狩猟資源の確保のため、絶滅させることのないよう最少存続可能個体数（MVP※）に留意するものとする。

※MVP：最少存続可能個体数（Minimum Viable Population）のこと、個体群絶滅の危機を避けるため個体数をこれ未満にしてはならないという値。

具体的には、IUCN（国際自然保護連合）のレッドリストカテゴリーの一つである Vulnerable（絶滅危惧Ⅱ種）の基準（2001）を参考に、絶滅のおそれのある地域個体群規模（性成熟個体1,000頭）を維持することとする。

(1) 狩猟

ア メスジカの優先捕獲

狩猟においても、個体数抑制に効果的なメスジカの捕獲を優先させる。

イ 特例休猟区制度の適用

シカについては特例休猟区制度を適用する。

休猟区が設定された際は、その区域内におけるシカの狩猟を可能とする。

ウ 狩猟期間の延長

狩猟期間については、11月15日から3月15日までとし、通常の狩猟期間を1ヶ月延長することとする。

エ 捕獲頭数の制限緩和

オス、メスとも無制限とする。

オ くくりわなの輪の直径の規制緩和

シカを捕獲するために使用するくくりわなの輪の直径を12cm以下とする規制を、ツキノワグマが冬眠に入るであろう時期から狩猟が終了する時期までの期間に限り、20cm以下に緩和する。

なお、規制緩和の開始時期については、イノシシ・ツキノワグマ保護管理検討会の意見を聴きながら、狩猟期前に定めることとする。

(2) 有害捕獲

市町村は、農林業ゾーンにおいて、シカによる被害が現に生じている場合だけでなく、そのおそれがある場合にも有害捕獲を積極的に実施する。

捕獲方法は、わな又は銃器による方法等による。

(3) 管理捕獲

ア 農林業被害軽減目的の管理捕獲

農林業被害軽減を目的にシカを個体数調整する管理捕獲は、農林業ゾーンにおいて、被害の状況に応じて市町村等が実施する。

農地周辺域に定着した個体から優先的に捕獲することとし、銃器による捕獲が困難な場所に定着した個体を捕獲するため、わなによる捕獲を推進する。

イ 自然植生回復目的の管理捕獲

自然植生回復を目的にシカを個体数調整する管理捕獲は、生態系保全ゾーン及び共生ゾーンにおいて、自然植生の劣化状況等に応じて県又は国の機関が実施する。

管理捕獲の方法は、わな又は猟犬を用いた銃器による方法等による。

ウ 指定管理鳥獣捕獲等事業

本計画の目標を達成するため、生態系保全ゾーン及び共生ゾーンのうち、特にシカの生息密度が高い地域において、県が指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する。

なお、事業の目的、実施期間、実施区域、事業の目標等については、指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画で定める。

(4) 新たな捕獲手法の検討・担い手の育成

本県においては、急峻な山地が多く、また、シカの出没が多い草地等周辺での捕獲が課題となっている。

また、狩猟免許所有者の減少・高齢化も進行している。

そこで、くくりわなによる捕獲など、より効率的に捕獲できる手法の推進を図る。

併せて、新たな担い手の確保・育成を図るため、相談会等の開催等による新規狩猟者確保対策、研修会の実施等による管理捕獲従事者養成対策に取り組むこととする。

また、鳥獣の捕獲等を適正かつ効果的に実施することができる認定鳥獣捕獲等事業者の育成・確保に努めるものとする。

(5) 捕獲個体の処理

捕獲個体の処理に当たっては、捕獲個体を山野に放置することなく適正に処分することとし、併せて、捕獲個体情報の収集のため、必要な計測、試料採取を行うよう努めるものとする。また、捕獲したシカを食肉として有効活用することとする。